

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の目的

地球温暖化は、現在の私たちの生活による環境への負荷が大きな要因となり、将来にわたってまで地球環境に大きな影響を及ぼす可能性があります。

私たちは、地球上のあらゆる人々が、良好な環境の中で生活することができる社会を創り上げ、将来世代に引き継いでいかなければなりません。

このような状況の下、平成17(2005)年に発効された京都議定書において、わが国は平成2(1990)年比で平成20(2008)年から平成24(2012)年までの平均の温室効果ガス排出量を6%削減することを約束しています。

しかし、わが国における平成17(2005)年度の温室効果ガス排出量は、平成2(1990)年度に比べて7.8%増加し、目標達成に向けて、早急な対策が求められています。

本市では、各主体が各々の役割に応じて具体的な実践行動を取るための施策を総合的かつ効果的に推進していくことにより、市域における温室効果ガスの排出抑制を目的に本計画を策定します。

本計画では、市域における地球温暖化対策にできるだけ速やかにまた継続的に取り組んでいく必要があるため、各主体別の温室効果ガスの削減目標を設定し、その目標達成のための具体的な取組及び推進体制を示しました。

1-2 計画の対象

(1) 対象範囲

本計画の対象地域は、鎌倉市域とし、あらゆる主体の取組が必要であることから、すべての市民、事業者、滞在者、行政等の取組を対象とします。

(2) 削減対象ガス

第2期鎌倉市環境基本計画に準じ、京都議定書で対象としている二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)の6種類とします。

(3) 基準年度と目標年度

第2期鎌倉市環境基本計画の基準年度と目標年度に合わせ、基準年を平成15(2003)年度、目標年度を平成22(2010)年度とします。

なお、地球温暖化対策には長期的な取組が必要であるため、長期的な視点に立って本計画を策定しますが、平成22(2010)年度以降の具体的な目標値の設定については、京都議定書第1約束期間終了後にそれまでの取組の成果と課題、国、県の動向を踏まえて設定することとします。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における地方公共団体の施策として、「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める」（第20条）ことを踏まえ、国、県の地球温暖化対策と整合を図りながら策定しました。

また、「鎌倉市環境基本条例」に基づき策定された「第2期鎌倉市環境基本計画」の目標の一つである、「将来の世代も安全で快適に暮らせるよう、国際的視野を持って地球環境の保全」のための施策や取組を具体化する計画として位置づけ、推進するものとします。

なお、本市の率先した取組として、「鎌倉市役所エコアクション21」により、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減対策を推進します。

■計画の位置づけ

